

# 美作市ミライサクプロジェクト「協賛団体」募集要領

## 1 趣旨

本要領は、美作市「働き・学び・楽しみ・つながる」若者応援条例に基づき、市内企業等が実施する「ミライサクプロジェクト」を支援する団体を「協賛団体」として登録し、官民連携による若者支援の輪を広げることが目的とする。

## 2 協賛団体の役割

ミライサクプロジェクトの趣旨に賛同し、以下のいずれかの方法により、実施主体となる市内企業等を支援するものとする。

- ・資金の提供（協賛金の支払い等）
- ・物品の提供（事業で使用する機材や備品の提供等）
- ・場所の貸与（会場や活動拠点等の無償・廉価提供等）
- ・その他、市長が特に認める支援活動

## 3 登録のメリット

- ・市の広報媒体による周知：市HPや広報紙等で、協賛団体としてその名称を積極的に紹介する。
- ・パートナーシップの構築：ミライサクプロジェクト実施主体との橋渡しを行い、地域における新たな連携・ネットワークづくりをサポートする。
- ・CSR（社会的責任）のPR：地域貢献活動（SDGs や若者支援）に取り組む団体として、対外的な評価向上に寄与する。

## 4 応募資格

ミライサクプロジェクトの趣旨に賛同する企業、団体。ただし、次に該当する団体は登録できない。

- ・美作市暴力団排除条例（平成23年美作市条例第30号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するもの
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- ・その他、公序良俗に反するなど、協賛団体として適当でないと認められるもの

## 5 応募資格

所定の「ミライサクプロジェクト協賛団体登録申出書」に必要事項を記入の上、担当課へ提出すること（郵送・電子メール・窓口持参可）。

## 6 支援の内容

市は、協賛団体とプロジェクト実施主体との円滑な連携を図るため、以下の支援を行う。

- ・ミライサクプロジェクトの実施情報の提供
- ・両者間のマッチングに関する相談対応
- ・連携を通じた地域課題解決等の情報共有

## 7 登録の有効期間および取り下げ

- ・登録の有効期間は、登録の日から無期限とする。ただし、登録の継続が困難となった場合や、団体の事情により取り下げを希望する場合は、「美作市ミライサクプロジェクト協賛団体登録取下届」を提出のうえ、いつでも登録の取り下げを申し出ることができる。

なお、市長は、協賛団体が応募資格の要件を欠くに至ったとき、その他登録を維持することが適当でないと認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

### 【申込み・問い合わせ先】

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地  
美作市役所政策推進部総合政策課

TEL 0868-72-6696 FAX 0868-72-6367

メール [seisaku@city.mimasaka.lg.jp](mailto:seisaku@city.mimasaka.lg.jp)